

大阪市都島区役所広告モニター使用許可条件である番号発券状況電子番号表示機及び
同表示機に連動する番号発券システム設置に関する仕様書

1. 事業名

番号発券状況電子番号表示機及び同表示機に連動する番号発券システム設置事業

2. 事業の目的

本事業は、同時募集する広告モニターの設置事業者により、電子番号表示機を都島区役所内に設置し、大阪市（以下、「本市」という。）が同機器を貸借して行政サービスを運営することにより、財源を確保し、市民サービスの向上と地域経済の活性化に寄与するとともに、広告主に地域貢献の機会を提供することを目的とする。

3. 定義

- (1)「広告モニター」とは、設置事業者が行政財産目的外使用許可を受け、広告を掲載するモニターをいう。
- (2)「番号発券システム」とは、市民が窓口で各種手続きを行うために整理番号を取得し、当該整理番号に応じた窓口対応が行えるよう、発券機・操作機・呼出機等によって一連管理するシステムをいう。
- (3)「電子番号表示機」とは、番号発券システムにて取得した整理番号を表示するものをいう。

4. 権利義務関係

- (1)広告モニター、番号発券システム及び電子番号表示機の所有権（または、リース等による一義的な占有権）については、設置事業者にあるものとする。
- (2)広告モニター、番号発券システム及び電子番号表示機の設置、接続作業、疎通確認、保守管理及び撤去は全て設置事業者の費用負担により行うこと。
- (3)番号発券システム及び電子番号表示機は、広告モニターにかかる行政財産目的外使用許可を行った期間について、本市が窓口運営のために借用するものとする。本貸借により、番号発券システム及び電子番号表示機の運用にかかる権利も本市に譲渡したものとする。

5. 番号発券システムの基本構成・仕様・設置

(1)一式共通事項

- ①日ごとに、最長待ち時間、平均待ち時間を集計できる機能を有すること。
また、時間ごとに、受付人数を集計できる機能を有すること。
- ②発券後及び交付窓口番号札発行後それぞれの待ち人数の状況、呼出番号について、
Web サイト上で確認する機能を有すること。
- ③当該システム機器の電源電圧はA C 100Vであること。
- ④番号発券システム間及び電子番号表示機並びに広告モニターを結ぶケーブルや、
その他設置に必要な金具等は設置事業者の負担において用意し、接続、初期設定
を行い、疎通確認を行うこと。
- ⑤番号発券システムの設置場所は、別図のとおり。

(2)発券機（器） 1 台

- ① 発券方式はボタン式（ボタンを押すと発券されるもの）または表示パネル式（タ
ッチすると発券されるもの）であること。
- ② 発券機（器）設置用の台は、本市で用意する。
- ③ 5 業務以上の発券選択が可能であること。
- ④ 大きさは、W150 mm～500 mm×D250 mm～400 mm×H150 mm～500 mm程度
- ⑤ 日付管理は、自動更新で閏年補正機能があること。
- ⑥ 受付番号用紙のスタート番号は、午前 0 時（または任意の時間）で自動的に初
期化されること。
- ⑦ 受付番号用紙には 3 桁以上の受付番号、発行年月日及び待ち人数の状況、呼出
番号について確認する Web サイトに接続する QR コードが印字されること。
- ⑧ 受付番号用紙は自動カットまたはミシン目等が入ることにより手動で容易に
カット可能な状態になること。
- ⑨ 発券画面に待ち人数の表示がされること。
- ⑩ 受付番号用紙は感熱式であること。納品時には専用ロール紙のうちから、1 巻
をセットし、使用できる状態にすること。以降、消耗品は本市で調達する。

(3)操作機（器） 4 台

- ①端末操作により、発券機（器）で受け付けた番号の呼び出し操作ができること。
- ②呼出し受付番号と現在の待ち人数が表示されること。

(4)呼出機（器） 5 台

操作機（器）と連動して呼出番号を音声で案内する機能を有していること。操作
機（器）・表示機（器）等、他の機器で兼ねることを妨げない。

(5) 交付窓口用バーコードリーダー 1 台

下記バーコード付整理ファイルのバーコードを読み込むことで、操作機（器）同様の番号の呼び出し操作ができること。

(6) バーコード付整理ファイル 当初 300 部

① A4 横のフタ付クリアホルダーに、交付番号及び交付窓口用バーコードリーダーで読み込むことで操作機（器）同様の番号の呼び出し操作ができるバーコードを記載したもの。

② 交付番号は、80mm×130mm 程度の寸法で、白抜き文字により表示すること。

③ バーコードは、35mm×40mm 程度の寸法で表示すること。

④ 本市から汚損等による追加交付の申し出があった際は、1 年に 1 度、300 部を限度として、提供すること。

⑤ 本ファイルの提供は、番号発券システムの保守管理に含まれるので、追加交付を含めて設置事業者の費用負担により行うこと。

(7) 交付窓口番号札用 QR コードデータ

読み込むことで待ち人数の状況、呼出番号について確認する Web サイトに接続する QR コードをデータで本市に提供すること。URL の変更等があれば速やかに対応する QR コードに変更し、改めて本市に提供すること。

6. 電子番号表示機の基本構成・仕様・設置

(1) 基本構成

- ①受付用 液晶ディスプレイモニター 2 台
- ②受付用 表示機（器） 1 台
- ③交付用 液晶ディスプレイモニター 1 台

(2) 仕様

①③液晶ディスプレイモニター

ア 大きさはワイド型 40 インチ程度。

②表示機（器）

ア 大きさはW250 mm～500 mm×D30 mm～70 mm×H100 mm～250 mm

（ポール及び突起物を除く）以内であること。

イ 表示機（器）表面の番号表示は、文字サイズ 3 インチ以上、表示桁数は 3 桁以上であること。

ウ 表示機（器）の裏面には待ち人数が表示できること。

エ 番号表示は、白色で発光表示されること。

オ ポールスタンドによる自立した設置が可能であること。

(3) 設置

- ① 電子番号表示機の設置場所は、別図のとおり。
- ② 番号発券システムと連携した呼び出し番号等を表示できるように設置事業者の費用負担により設定を行うこと。この際、文字の大きさ等は本市担当者と協議して設定すること。
- ③ 液晶ディスプレイモニターに不具合が生じ、番号等の表示が出来なくなった場合は、広告モニターを代替して電子番号表示機として使用させること。このことによる行政財産目的外使用料の返還を含む一切の補償は行わない。

7. 保守管理

- (1)保守関連窓口を書面により提示すること。
- (2)障害発生を本市から保守関連窓口連絡後、概ね2時間以内に速やかに保守作業の対応に着手すること。
- (3)保守サービス受け付け時間帯は、月曜日から木曜日及び第4日曜日の開庁日は9時～17時30分、金曜日は9時～19時とする。ただし、作業実施は開庁時間終了後に至ることもある。
- (4)保守作業にあたっては本市の指示に従うこと。
- (5)保守管理の費用は全て設置事業者の費用負担によるため、本市に対して別途費用を請求することはできない。

8. その他

- (1)広告モニターの行政財産目的外使用許可後速やかに広告モニター、番号発券システム及び電子番号表示機の納入日時、設置方法等の納品に関する詳細について、本市と事前協議を行うこと。
納入設置については、平日の開庁時間終了後に行うこと。
開庁時間：月～木 9：00～17：30 金 9：00～19：00
- (2)搬入時に敷地内にある無料の駐車スペースを利用できる。ただし、事前に本市へ依頼すること。
- (3)納入設置後、番号発券システム及び電子番号表示機の使用方法について本市担当へ説明を行い、稼働テストを実施すること。また、基本操作マニュアルを記載した日本語マニュアルを提出すること。
- (4)納入設置にあたり、諸物品もしくは建造物等に破損、紛失などの損害を与えた場合や、第三者に損害を与えた場合には、設置事業者において速やかにその損害の補償・賠償を行うこととし、本市は一切の責任を負わないこととする。ただし、本市の責めに帰すべき事由においてはこの限りではない。
- (5)令和9年度に都島区役所庁舎1階のレイアウト変更を実施するにあたって、窓口サービス課の窓口位置・窓口番号の変更を想定しており、レイアウト変更に合わせて番号発券システムの修正を依頼する。レイアウト変更後の窓口位置によっては、本市との協議のうえ、モニターの移設を行う可能性がある。本業務は保守管理の範囲として実施すること。
- (6)広告モニターの価格提案参加にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義のある場合（同等品の可否を含む）は質問期間内に募集要項指定の方法によりよく質し、そ

の内容を熟知のうえ応募すること。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。

(7)価格提案審査による設置予定事業者の決定後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。